

埼例規第92号・文

平成13年9月18日

埼玉県警察本部長

けいさつ情報公開センター運営要綱の制定について（例規通達）

埼玉県公安委員会及び埼玉県警察本部長が、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき情報公開を実施するに当たり、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成13年10月1日から実施することとしたから、適切な運用を図られたい。

別添

けいさつ情報公開センター運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づく埼玉県公安委員会及び埼玉県警察本部長が行う情報公開並びに埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）に基づく埼玉県公安委員会及び埼玉県警察本部長が行う保有個人情報の開示、訂正及び利用停止（以下「保有個人情報の開示等」という。）に関する事務を効率的に推進するため、けいさつ情報公開センターの設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 情報公開及び保有個人情報の開示等の総合窓口として必要な事務を行わせるため、総務部文書課（以下「文書課」という。）にけいさつ情報公開センターを設置する。

(事務)

第3条 けいさつ情報公開センターにおいては、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 公文書の開示請求の受付及び開示の実施に関すること。
- (2) 公表された文書、資料等の閲覧に関すること。
- (3) 保有個人情報の開示等の請求の受付及び開示の実施に関すること。
- (4) 情報の公表、パブリックコメントその他情報公開及び保有個人情報の開示等に係る県民からの問合せに関すること。

2 けいさつ情報公開センターの事務は、文書課情報公関係が行うものとする。

(設備)

第4条 けいさつ情報公開センターは、県民の公文書の開示請求、保有個人情報の開示等の請求、文書の閲覧、視聴等を行うために必要な設備を整えるものとする。

2 けいさつ情報公開センターには、県民の閲覧に供するため、埼玉県公安委員会及び埼玉県警察が公表した情報のうち、基本的なものを備え付けるものとする。

(開室時間)

第5条 けいさつ情報公開センターの開室時間は、埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条第1項各号に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、けいさつ情報公開センターの運営に関する細目的事項については、総務部文書課長が定める。

実施日

この例規通達は、平成13年10月1日から実施する

実施日（平成18年3月28日文第74号）

この通達は、平成18年4月1日から実施する